

# 「広報かみじま」 町外個人者への送付取扱い要領

## 1. 目的

町外で活躍している上島町出身及び本町にゆかりのある方々で、「広報かみじま」の送付を希望する人に広報を送付するものである。

## 2. 事業

- (1) 広報かみじまを毎月発送する。(年間12号)
- (2) 必要に応じて、地域情報や地場製品の紹介を行う。
- (3) 必要に応じて、町政に対する意見や情報などの収集を行う。
- (4) その他

## 3. 送付希望者の申込方法

送付を希望する者は、電子メール、葉書またはファックスで氏名、住所、年齢、職業等を記載のうえ、申し込むものとする。

## 4. 送付経費

1年間の送付経費は、2,000円(広報紙等の郵送料実費相当額)とし、現金(現金書留)又は郵便小為替を、指定する期日までに事務局へ郵送するものとする。

ただし、平成17年度に限り、年会費を1,000円とする。

【経費の根拠 (郵送料140円×12ヶ月)+(封筒代等の諸経費)=2,000円】

## 5. 送付期間の算定

毎年4月1日から翌年3月31日までを1年と算定し、広報かみじま4月号～翌年3月号までの12号を送付するものとする。

なお、年度途中に送付を希望する場合も、その年度末までを1年と算定し、1年間の送付経費を納めるものとする。

## 6. 送付経費の取扱い

納入のあった送付経費は、上島町一般会計予算の雑入(19.2.1.3)に歳入し、上島町一般会計予算の文書広報費役務費(2.1.2.12)から歳出するものとする。

## 7. 送付の停止

送付の停止を希望する者は、事務局に書面をもって届け出るものとし、既に納入した送付経費は返納しないものとする。

なお、指定する期日までに、送付経費の納入がない場合は、送付を停止するものとする。

## 8. 事務局

事務局は、上島町広報情報課に置くものとする。

## 9. 設置

この要領は、平成17年10月1日より設置する。